

参考配布

平成 25 年 12 月 5 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成25年12月5日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 山本 和要 主任需給調整指導官 多田 優 電話 06-4790-6319 F A X 06-4790-6309
--------	---

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、一般労働者派遣事業許可の失効後、厚生労働大臣に届出を行うことなく、概ね3ヶ月にわたって、特定労働者派遣事業を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 株式会社アーウィン
代表者の職氏名 代表取締役 上田健吉
所 在 地 大阪市淀川区西中島三丁目12番15号
第五新大阪ビル405

届出に関する事項 届出受理番号 特27-305949
届出受理年月日 平成25年7月1日

旧許可番号 般27-300312
許可期間 平成17年4月1日～平成25年3月31日

第2 処分内容

同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社アーウィンは、平成25年4月1日から同年6月18日までの間、労働者派遣法第16条第1項に違反して、厚生労働大臣に届出を行うことなく、少なくとも派遣労働者延べ374人を労働者派遣することにより、特定労働者派遣事業を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1. 株式会社アーウィンにおいて、労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

(1) 労働者派遣法第16条第1項

2. 労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。

(1) 処分の理由に係る原因の究明

(2) 前記(1)に対応した再発防止策の策定

(3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化

(4) 役職者の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底

(5) 内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

労働者派遣法（抄）

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条

第1項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

（特定労働者派遣事業の届出）

第16条

第1項

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

（改善命令等）

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用

管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

(第 1 ~ 3 号、第 5 ~ 7 号、略)

第 60 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 16 条第 1 項に規定する届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行った者

(第 2 ~ 3 号、略)

第 62 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 58 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。